

令和4年2月2日	
資料提供	
担当課	人権施策推進課
担当者	岡本・神崎
電話	073-441-2566

令和3年度「人権ゼミナール」を開催します！

平成28年に差別を解消することを目的としたヘイトスピーチ対策法、障害者差別解消法、部落差別解消推進法が施行されました。

これらは人権3法と呼ばれることもあり、県ではこれらの法律について正しく理解し、差別のない社会の実現を推進しています。今回はこの3つの法律に関連し、4回の講座を開催します。

<講座概要>

●多文化共生とは ～和歌山県内の在住外国人の現状と課題～

和歌山県で働く外国籍の方など、在住外国人の人口は増加しています。今回は和歌山県国際交流協会から外国人生活相談室長の城山氏を講師にお迎えし、相談事例からみえてくる課題などを語っていただきます。在住外国人の現状を知り、共生するにはどうすればよいか考える機会とします。

●合理的配慮の提供に向けて ～私たちは何をすればいいのか～

障害者差別解消法が令和3年に改正され、合理的配慮の提供が民間企業でも義務化されることとなりました。弁護士の堀江氏を講師にお迎えし、法律の成立過程を踏まえ、障害者差別解消法全般について解説していただきます。合理的配慮とは何か、そのために私たちは何をすればいいのかを考える機会とします。

●近代の部落史を知るために①② ～部落差別はどうすればなくなるか～

和歌山県では、部落差別解消推進条例を令和2年に施行し、部落差別のない社会の実現をめざしています。今年、日本初の人権宣言とも言われる水平社宣言から100年目になります。元大阪市立大学教授の上杉氏を講師にお迎えし、明治4年の賤民廃止令から全国水平社創立、戦争を経て戦後の同和施策から現在までを辿る近代の部落史を2回に分けて講義いただき、部落差別のない社会をつくるにはどうすればよいか考える機会とします。

定員、お申込み方法

各回50人（先着順、要事前申込）

※「参加希望の回」「お名前」「電話番号」「団体・所属先（お勤めの方）」を電話、FAX、メールによりお申込みください。詳細は別添チラシをご覧ください。

主催・問い合わせ・申込先

和歌山県企画部人権局人権施策推進課（和歌山市小松原通1-1）

TEL：073-441-2566 FAX：073-433-4540

メール：e0215001@pref.wakayama.lg.jp